

## 令和7年度 関東森林管理局保護林管理委員会

■開催日時：令和7年10月14日（火） 13:30～15:45

■開催場所：関東森林管理局 5階中会議室（WEB併用開催）（群馬県前橋市）

■出席者（五十音順、敬称略）

区分	氏名	所属等	備考
委員	遠藤 孝一	NPO法人 オオタカ保護基金 代表	WEB
	清水 善和	駒澤大学 名誉教授	WEB
	戸田 浩人	東京農工大学 農学部 地域生態システム学科 教授	
	西尾 孝佳	宇都宮大学 農学部 准教授	WEB
	春山 明子	(株)群馬野生動物事務所 代表取締役	WEB
	藤野 珠枝	藤野アトリエ一級建築士事務所	WEB
	櫃間 岳	(国研)森林総合研究所 森林植生研究領域長	
	磯田 圭哉	(国研)森林総合研究所 林木育種センター 遺伝資源部長	
	横山 隆一	(公財)日本自然保護協会 参与	
オブザーバー	伊奈 康治	関東森林管理局 計画保全部長	
	笹木 征道	関東森林管理局 計画課長	
	内海 洋太	関東森林管理局 計画課 企画官(花粉発生源対策)	
	柳下 英樹	関東森林管理局 計画課 自然遺産保全調整官	
	黒沢 幸一	関東森林管理局 計画課 自然再生指導官	
	中村 潤	関東森林管理局 計画課 林地保全企画官	
	森内 賀久	関東森林管理局 計画課 森林施業調整官	
	齊藤 洋介	関東森林管理局 計画課 経営計画官	
	砂原 美咲	関東森林管理局 計画課 生態系保全係	
モニタリング 受託者	安藤 伸彦	(株)環境指標生物 企画担当課長	
	志賀 弘貴	(株)環境指標生物	WEB

## ■議事次第

1. 開会
2. 委員会出席者紹介
3. 関東森林管理局挨拶
4. 議事
  - (1)令和 7 年度森林計画樹立箇所の保護林モニタリング調査結果等について
    - ア 令和 6 年度モニタリング調査結果について
    - イ 保護林管理方針書の改定内容について
  - (2)小笠原諸島森林生態系保護地域部会報告について
  - (3)保護林・緑の回廊における用途変更等案件について
    - ア 用途変更等案件の処理報告について
    - イ 保護林・緑の回廊における対応中案件について
    - ウ 沼山峠休憩スペースの改修について
  - (4)保護林へのシカ柵設置にかかる対応状況について
  - (5)令和 8 年度保護林モニタリング予定箇所
  - (6)その他
5. 閉会

## ■配布資料一覧

1. 議事次第
2. 出席者名簿
3. 配布資料一覧
4. 会議資料
  - (1)令和 7 年度森林計画樹立箇所の保護林モニタリング調査結果等について
    - ア 令和 6 年度モニタリング調査結果について (資料 1)
    - イ 保護林管理方針書の改定内容について (資料 2)
  - (2)小笠原諸島森林生態系保護地域部会報告について (資料 3)
  - (3)保護林・緑の回廊における用途変更等案件について (資料 4)
    - ア 用途変更等案件の処理報告について
    - イ 保護林・緑の回廊における対応中案件について
    - ウ 沼山峠休憩スペースの改修について
  - (4)保護林へのシカ柵設置にかかる対応状況について (資料 5)
  - (5)令和 8 年度保護林モニタリング予定箇所 (資料 6)
5. 参考資料
  - ア 関東森林管理局保護林管理委員会運営要領 (参考 1)  
保護林モニタリング評価専門委員会運営要領  
小笠原諸島森林生態系保護地域部会運営要領
  - イ 保護林・緑の回廊利活用通知 (参考 2)

## ■議事概要

### 1. 令和 7 年度森林計画樹立箇所の保護林モニタリング調査結果等について

#### (1) 令和 6 年度森林計画樹立箇所の保護林モニタリング調査結果等の説明

令和 6 年度に実施した保護林モニタリング調査結果等と、保護林管理方針書の改定内容について説明。

#### (2) 主な協議・確認事項

令和 6 年度の調査結果を踏まえ、モニタリングを継続していくこととし、今年度の森林計画策定や管理方針書改定に伴って調査結果が適切に反映されていることを確認した。主な委員の意見は以下のとおり。

- ・ シカの食害が各地で目立っており、林床の草本や稚樹・実生が失われて更新が進まないため、柵囲いなどの対策が必要。シカ関係以外でも稚樹・実生が少ない場所がある。ウダイカンバ・シラカンバなど先駆的陽樹は遷移の一環として見守ることが妥当だが、モミ林やウラジロモミ林では乾燥化・温暖化などによる更新不良の可能性があるため注意が必要。ハイマツ群落の高木化は温暖化の影響が強いと思料。
- ・ 火打山周辺ライチョウ希少個体群保護林について、環境省等の報告書では、ライチョウの状況把握にとどまっているため、生息環境の実態をより深く把握する独自の調査を検討した方が良い。ハイマツ伐採を考えるならば、日陰を減らしきすぎず樹高を抑えるなどのバランスを取った管理が必要である。環境省の取組と連携し、火打山周辺でも草原環境維持などの実践的管理を進めるべき。
- ・ 管理方針書の記述内容について、目的や管理方針の書き方を整理・改善する必要がある。「何を保護するための保護林なのか」、「どう保護・管理し」、「利用の留意点は何か」等を明確化すべき。
- ・ 那須街道アカマツ遺伝資源希少個体群保護林ではマツ枯れがかなり深刻であり、保護林全体では広範囲で発生している。森林管理署で伐倒駆除などの対策を実施しているため、そのデータを共有して現状を反映させるべき。
- ・ ナラ枯れ被害について被害発生時に対応できるよう、事前に対処方針を検討・決定しておくことが必要。

### 2. 小笠原諸島森林生態系保護地域部会報告について

#### (1) 小笠原諸島森林生態系保護地域部会報告の説明

令和 7 年度小笠原諸島森林生態系保護地域における主な事業や部会での審議内容等について説明。

#### (2) 主な協議・確認事項

小笠原については、報告された現状を踏まえ今後の予定・方法で進めていくことを確認した。主な委員の意見は以下のとおり。

- ・ 外来種駆除が進む一方で、在来植物の播種や移植の定着率を把握することが重要。侵略的な在来種が増える背景には、環境条件の変化がある可能性が高いため、単に除去・導入の作業ではなく、どのような植生・生態系を構築したいのかという計画を立てるべき。
- ・ オガサワラビロウについて、自然保護だけでなく、文化資源としての保全（育種・栽培）が必要。

### 3. 保護林・緑の回廊における用途変更等案件について

#### （1）保護林・緑の回廊における用途変更等案件の説明

令和6年度の用途変更等案件の処理報告、保護林・緑の回廊における継続案件について説明。

#### （2）主な協議・確認事項

令和6年度の用途変更等案件の処理報告、保護林・緑の回廊における継続案件について確認した。主な委員の意見は以下のとおり。

- ・ 保護林・緑の回廊における対応案件に関連し、（緑の回廊における下請等による誤伐事案について）発注者が下請けに強く言えないなど根本的なところに問題があるので、発注する側が再発防止について考えていくことが求められてはいるが、林野庁・関東森林管理局としても、再発防止のために深掘りし対応を考えるべきである。

### 4. 保護林へのシカ柵設置にかかる対応状況について

#### （1）保護林へのシカ柵設置に係る対応状況について

関東森林管理局管内の保護林におけるシカによる森林被害対策のため、実施状況について説明。

#### （2）主な協議・確認事項

保護林へのシカ柵設置にかかる対応状況について確認した。主な委員の意見は以下のとおり。

- ・ シカ柵設置は有意義な取り組みであるが、維持管理に多くの費用と労力が必要である。守るべき場所は多いが、すべてを保護するのは不可能であるため、保全対象の優先順位付けが不可欠と思料。
- ・ 他種が繁茂して保全対象種種が衰退する恐れがあるため、モニタリング体制を早期に整えることが必要。また、保全の優先順位を明確化し、シードバンクを段

階的に拡充していくべき。

- ・ 小規模で簡易な柵を多数設置する方法は少人数・短時間で設置可能で、費用対効果が高い。また、パトロールとメンテナンスの具体的なルールを決め、点検時に使えるチェックリストも作成しておくと良い。
- ・ シカ柵設置は重要な取り組みであるため、設置後のモニタリング体制を整備し、有効な情報を得られるように計画的に進めるべき。

## 5. 令和8年度保護林モニタリング予定箇所

### (1) 令和8年度保護林モニタリング箇所の説明

令和8年度保護林モニタリング予定箇所について説明。

### (2) 主な協議・確認事項

令和8年度保護林モニタリング予定箇所について確認した。主な委員の意見は以下のとおり。

- ・ 笠堀カモシカ希少個体群保護林について、かつては観察しやすい場所だったが、（災害等によりモニタリング実施ができない状態が続いている）現在も保護林として維持すべきか検討が必要と思料。「どのような調査なら意義があるのか」を明確にするべき。
- ・ 笠堀カモシカ希少個体群保護林について、カモシカとニホンジカの食性や行動域の違いがあるため、モニタリングによりニホンジカの侵入把握に活用できるのではないか。

## 6. その他

- ・ 佐武流山周辺森林生態系保護地域について、当初設定時に範囲について継続課題となっていたり、いまだ解決していないことから、改めて範囲拡大を検討するべき。野反湖周辺（群馬県）には原生的な森林が残っており、現在の保護地域の設定範囲は不十分と認識。国際的な生物多様性戦略（生態系の拡大・質の向上）に照らしても、再検討が必要。

以上